

# 株 主 各 位

和歌山県和歌山市有本661番地  
**太 洋 工 業 株 式 会 社**  
代表取締役社長 細 江 美 則

## 第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年3月17日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成20年3月18日（火曜日）午前10時
  2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地  
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
    1. 第47期（平成18年12月21日から平成19年12月20日まで）  
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第47期（平成18年12月21日から平成19年12月20日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役5名選任の件
  - 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taiyo-xelcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成18年12月21日から  
平成19年12月20日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、原油をはじめとする資源価格の高騰、サブプライム問題による米国経済の減速及び企業収益、雇用情勢の悪化等により景気の先行きに懸念材料があるものの、新興国の経済成長を背景に新興・資源国向けを中心とした輸出が増勢を保っており、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループが属する電子基板業界においては、液晶・プラズマテレビ、デジタルカメラ等のデジタル家電及び自動車関連等の需要が好調に推移いたしました。しかしながら、収益面においては原材料価格の高騰や韓国・台湾企業を含む国内外の企業間競争の激化に伴う製品価格の低下等により厳しい経営環境が続きました。

このような経済環境の下、当社グループの主力事業である電子基板等事業においては、上期においてフレキシブルプリント配線板（以下、「FPC」という。）メーカーとの試作競合により最終製品メーカー（以下、「セットメーカー」という。）からの受注が減少したものの、下期に入り、カメラメーカーを中心に受注が増加し、売上高も増加いたしました。一方、基板検査機事業においては、下期に入り受注環境が改善し受注が増加したものの、上期の受注減をカバーするまでには至らず、売上高は減少いたしました。この結果、売上高は6,155百万円（前年同期比2.6%減）と、前連結会計年度に比べ161百万円の減収となりました。

損益については、売上高減少に伴う減益及び主として人員増強による労務費・人件費の増加等により、営業利益823百万円（同19.0%減）、経常利益796百万円（同20.9%減）、当期純利益455百万円（同20.2%減）となりました。

事業の種類別セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 46 期 (平成18年12月期)		第 47 期 (平成19年12月期)		前年同期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
電子基板等事業	千円 4,823,922	% 76.4	千円 5,010,829	% 81.4	千円 186,907	% 3.9
基板検査機事業	1,168,891	18.5	820,575	13.3	△348,316	△29.8
鏡面研磨機事業	323,913	5.1	324,153	5.3	240	0.1
合 計	6,316,727	100.0	6,155,558	100.0	△161,169	△2.6

### <電子基板等事業>

セットメーカーに量産品を納入するFPCメーカーからの受注は、デジタル家電等の需要が高水準であったことから、好調に推移いたしました。一方、セットメーカーからの受注は、上期においてFPCメーカーの試作営業との競合等によりディスプレイ関係を中心に減少し、また、民生機器の価格競争の激化等により受注単価も下落いたしました。デジタルカメラの市場拡大により、収益性の高い一眼レフカメラ及びコンパクトカメラにおいて新製品・新機種開発が活発に行われたことから、下期に入り、カメラメーカーからの受注が好調に推移いたしました。これらにより、FPCメーカー向け及びセットメーカー向け売上高は、ともに増加いたしました。

その結果、売上高5,010百万円（前年同期比3.9%増）となりました。

### <基板検査機事業>

主要顧客である電子基板量産メーカーは、薄型テレビ等のデジタル家電の需要に対応するため国内外に大型生産拠点を立ち上げる等、設備投資意欲は旺盛でありました。しかしながら、上期において市場ニーズを捉えた製品をタイムリーに投入できなかったこと及び利益率の高い製品の販売に特化したこと等により、計画どおりの受注を確保するまでには至りませんでした。下期に入り、海外生産拠点の拡大に伴い海外進出した日系企業を中心に営業展開を行った結果、通電検査機を中心に受注が増加したものの、上期の受注減少をカバーするには至らず、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高820百万円（前年同期比29.8%減）となりました。

### <鏡面研磨機事業>

主力ユーザーである国内グラフィア印刷業界の不振により依然として厳しい状況が続いているため、顧客からの要望が多様化する中、生産性を考慮し顧客仕様に沿った製品を提供することで海外を含めた販売チャネルの開拓に取り組んでまいりました。その結果、国内外のロールメーカー等への大型機の納入や砥石の販売が好調に推移し、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高324百万円（前年同期比0.1%増）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は715百万円でありました。その主なものは、土地の取得457百万円、本社工場の増築131百万円であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において増資や社債発行による資金調達は行っておりません。なお、土地の取得のための長期借入れ及び円滑な資金繰りのための短期借入れを行っております。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 44 期 (平成16年12月期)	第 45 期 (平成17年12月期)	第 46 期 (平成18年12月期)	第 47 期 (平成19年12月期)
売 上 高(千円)	6,002,752	5,979,631	6,316,727	6,155,558
経 常 利 益(千円)	1,399,174	1,057,162	1,007,427	796,394
当 期 純 利 益(千円)	784,103	539,547	571,304	455,620
1株当たり当期純利益 (円)	292.24	92.70	97.89	77.90
総 資 産(千円)	6,290,665	5,918,660	6,225,785	6,739,934
純 資 産(千円)	2,923,930	3,471,191	3,888,950	4,251,467

- (注) 1. 第46期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 平成16年4月19日付で普通株式1株を3株に分割しております。なお、第44期の1株当たり当期純利益は期首に当該株式分割が行われたものとして計算しております。
4. 平成17年11月10日付で普通株式1株を2株に分割しております。なお、第45期の1株当たり当期純利益は期首に当該株式分割が行われたものとして計算しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
株式会社ミラック	20,000千円	100.0%	円筒鏡面研磨機の製造
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND)CO.,LTD.	2,000千バーツ	49.0%	基板検査機の販売及び サービス・サポート

(注) TAIYO TECHNOLEX(THAILAND)CO.,LTD.は、連結子会社として平成19年3月1日に設立いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

F P Cは、デジタル機器等の小型軽量化・薄型化ニーズと高機能化に対応した基板精度技術の進歩により、これまでリジッド板が採用されてきた機器・部位にリジッド板に代わり採用され、用途・需要ともに拡大傾向が続くものと考えております。

このような状況の中で、当社グループは、電子基板等事業・基板検査機事業を中心に、新技術の採用や新製品の投入をもって受注拡大を図り、安定した収益体制を構築する必要があります。そのために各事業分野において、具体的に次の課題に取り組んでまいります。

##### ① 電子基板等事業

###### イ. 生産性向上

従来のめっき工程に新規代替ライン等の導入を行いF P Cの加工工程での自動化を拡大することで、従業員の能力差に影響されにくい安定した品質の生産体制構築と労務費の削減に取り組み、生産性向上に努めてまいります。

###### ロ. 量産仕様設計ノウハウの習得・蓄積

F P C試作の段階で、量産まで見据えた仕様設計を提案できる体制構築に今後も取り組んでまいります。特に、平成18年7月に施行されたR o H S指令（※）に対応する高い品質基準を維持できる体制を構築してまいります。

##### ※ R o H S指令

電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する  
欧州議会及び理事会指令。

###### ハ. エレクトロフォーミング事業の強化

当社はめっき過程を高度に制御し、めっき金属で高寸法精度を有する微細金属製品を製作する技術を有しており、既存製品の販路拡大とともに新たな用途開発を行うことで事業の拡大を図ってまいります。

## ② 基板検査機事業

### イ. 外観検査機の販売促進

新しい検査アルゴリズムを用いた検査スピードアップ及びカラー化を含めた不良検出の精度向上をアピールすることにより販売促進に取り組んでまいります。

### ロ. 販路の拡大

電子基板メーカー等が海外進出に伴う積極的な設備投資を行っている状況下で、顧客ニーズに対応した新製品開発、保守サービス体制の充実を図るとともに、業務提携先である(株)協栄システムとの連携も含め、新規市場開拓に向けた営業を強化する体制を整備し、本格的な海外進出による販路拡大に取り組んでまいります。

### ハ. 新製品開発

潜在的な導通不良検出機能を装備した検査システムの開発を進め、より充実した検査システムを提供することを課題として取り組んでまいります。また、各電子基板メーカーの強い要望である検査用治具のコスト削減に対応するために、安価な検査治具製作を柱とした検査システムの開発にも取り組んでまいります。

## ③ 鏡面研磨機事業

### イ. 海外企業向け販売チャネルの開拓

海外企業向けの営業力強化を行うために、代理店等の販売チャネルの開拓を課題として取り組んでまいります。

### ロ. 技術改良

ユーザーニーズを考慮した技術改良を課題として取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成19年12月20日現在）

当社グループは、電子基板、基板検査機、鏡面研磨機等の製造・販売を主たる業務としております。電子基板等事業については、F P Cの製造において、試作関連業務に特化しております。

事業の種類別セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
電子基板等事業	フレキシブルプリント配線板、エレクトロフォーミング加工品
基板検査機事業	プリント基板通電検査機、プリント基板機能検査機、プリント基板外観検査機
鏡面研磨機事業	円筒鏡面研磨機

(6) 主要な営業所及び工場（平成19年12月20日現在）

本 社 工 場      和歌山県和歌山市  
東京事業所      東京都千代田区  
川崎事業所      川崎市幸区  
九州事業所      大分県国東市

（注）平成19年10月9日付け機構改革において、東京支店を東京事業所に改編し、川崎事業所を新設いたしました。



(7) 使用人の状況（平成19年12月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子基板等事業	213名	(減) 1名
基板検査機事業	59名	(増) 10名
鏡面研磨機事業	14名	(増) 1名
全社（共通）	42名	(増) 4名
合 計	328名	(増) 14名

(注) 上記使用人数は、就業人員数（嘱託及び派遣社員を含む）を表示しており、  
使用人兼務役員及びパートタイマーを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
310名	(増) 9名	36.0歳	8.0年

(注) 1. 上記使用人数は、就業人員数（嘱託及び派遣社員を含む）を表示して  
おり、使用人兼務役員及びパートタイマーを含んでおりません。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、就業人員より嘱託及び派遣社員を除い  
て算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年12月20日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	440,560千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	354,174千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	113,334千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	30,000千円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	19,200千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成19年12月20日現在）

① 発行可能株式総数 23,280,000株

② 発行済株式の総数 5,850,000株

(注) 当事業年度中のストックオプション権利行使に伴う新株式の発行により、6,600株増加しております。

③ 株主数 1,520名

④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
細江美則	2,101,536株	35.9%

(注) 出資比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成19年12月20日現在）

平成15年12月15日開催の臨時株主総会特別決議による新株予約権

・新株予約権の数

150個（新株予約権1個につき300株）

・新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式45,000株

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 160,200円（1株当たり 534円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 267円

・新株予約権を行使することができる期間

平成17年12月16日から平成20年12月15日まで

・新株予約権の行使の条件

イ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ロ. その他の条件は新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

・当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	43個	12,900株	2名
監査役	3個	900株	1名

- ② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（平成19年12月20日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	細 江 美 則	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長
取 締 役	成 瀬 新 一	製版部・研究開発部・F C F 部管掌
取 締 役	川 幡 敏 次	管理本部長兼経理部長
取 締 役	坂 田 吉 啓	電子部品部長
取 締 役	堀 井 健 司	電子工場長
常 勤 監 査 役	松 本 聰	
監 査 役	山 口 修	山口修法律事務所所長
監 査 役	深 津 康 之	公認会計士深津康之事務所所長

- (注) 1. 代表取締役社長細江美則は、子会社の株式会社ミラックの取締役を兼務しております。
2. 取締役森淳次氏は、平成19年3月15日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 平成19年3月15日開催の第46期定時株主総会において、坂田吉啓及び堀井健司は取締役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役成瀬新一は、平成19年3月21日付で電子部門統括・技術開発部長から製版部・研究開発部・F C F 部管掌に異動いたしました。
5. 監査役全員は、社外監査役であります。
6. 監査役山口修は、弁護士の資格を有しております。
7. 監査役深津康之は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (一名)	54,699千円 (一十千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	6,117千円 (6,117千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	60,816千円 (6,117千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)38,550千円を含んでおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年3月18日開催の第43期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月15日開催の第46期定時株主総会において年額30百万円以内とご決議いただいております。
4. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額9,369千円(取締役5名分9,252千円、監査役1名分117千円(うち社外監査役1名分117千円))を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)及び当社と当該他の会社との関係

- ・監査役山口修氏は、山口修法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と山口修法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役深津康之氏は、公認会計士深津康之事務所の所長を兼務しております。なお、当社と公認会計士深津康之事務所との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	松本 聡	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。 元経営者として培われた豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	山口 修	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。 主に弁護士としての知識や経験に基づき、特に、法律や法令遵守の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	深津 康之	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。 主に公認会計士としての知識や経験に基づき、特に、財務・会計の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

社外役員と責任限定契約は締結しておりませんが、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

新日本監査法人

##### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,960千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言業務を委託し、対価を支払っております。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、以下に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. コンプライアンス体制の基礎として、企業倫理憲章及び法令等遵守規程を定める。
  - ロ. 取締役会は、内部統制システムの基本方針を策定し、取締役による内部統制の実施状況について定期的及び随時に報告を受け、報告を指示し、内部統制の実施状況を監督し、適宜、内部統制基本方針の見直しを行う。
  - ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、代表取締役社長の下、各部門を担当する管掌役員、及び各部門長が迅速に遂行する。また、内部牽制機能を確立するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの権限、実行責任者の明確化及び適切な業務手続きを定めるものとする。
  - ニ. 代表取締役社長は、取締役会が決定した本内部統制基本方針に基づく内部統制の整備及び運営に責任を負い、企業倫理憲章の内容を当社の最優先課題とすること及びそのための内部統制の履践の重要性を役員及び従業員に周知徹底する。とりわけ、内部統制に係る情報の伝達が従業員において正確かつ迅速に行われるような環境の醸成に努める。
  - ホ. 総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び従業員の教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの実施状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役に報告するものとする。
  - ヘ. 取締役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は遅滞なく監査役に報告するものとし、取締役会においても報告するものとする。
  - ト. 従業員が直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うものとする。
  - チ. 従業員は、自らが担当する業務に関する内部統制手続に習熟し、その実践に努めるとともに、担当業務に関して発生する内部統制上の課題、欠陥その他問題点の発見に努め、それらを統括する部門長に報告する責任を負う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、総務部、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、問題がある場合は取締役会において改善策を審議・決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営目標を明確に設定し、その達成について、IT技術を活用した管理会計を導入し、これを活用した経営改善を全社的に検討することにより、業務の効率化を図る。

- イ. 役員及び従業員が共有する全社的な社内情報システムを情報システム部門が一元管理し、業務の効率化を図る。
- ロ. 役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- ハ. 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門毎の予算を設定する。
- ニ. 各部門を担当する管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ホ. 月次の業績はITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。
- ヘ. 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、各部門を担当する管掌役員に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。また、管掌役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。



- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 経営企画部は、関係会社管理規程に基づき、子会社の管理を行うものとする。取締役はグループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
  - ロ. 内部監査部門は、グループ各社と協議のうえ、内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役は経営企画部所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとして、監査業務を補助させる。
  - ロ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、経営企画部長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び従業員は、監査役に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長と監査役の定期的な意見交換会を設ける。
  - ロ. 重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、経営会議に出席することができる他、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、役員及び従業員に対しその説明を求めることができる。
  - ハ. 監査役が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、又は必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
  - ニ. 監査役が会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う等緊密な連携を図れるように配慮する。

## 連結貸借対照表

(平成19年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,080,668</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,892,372</b>
現金及び預金	1,034,948	支払手形及び買掛金	639,331
受取手形及び売掛金	1,151,502	短期借入金	783,122
たな卸資産	778,338	未払法人税等	112,098
繰延税金資産	85,095	製品保証引当金	8,220
その他	30,782	その他	349,600
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,659,265</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>596,093</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,492,125</b>	社 債	100,000
建物及び構築物	812,699	長期借入金	174,146
機械装置及び運搬具	309,924	長期未払金	106,700
土地	1,321,742	退職給付引当金	108,778
その他	47,758	役員退職慰労引当金	106,468
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>53,307</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,488,466</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,113,832</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	325,331	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,245,139</b>
長期性預金	300,000	資 本 金	793,255
保険積立金	308,890	資 本 剰 余 金	916,555
繰延税金資産	87,396	利 益 剰 余 金	2,535,329
その他	105,446	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>6,328</b>
貸倒引当金	△13,232	その他有価証券評価差額金	6,272
		為替換算調整勘定	55
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,251,467</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,739,934</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>6,739,934</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（平成18年12月21日から  
平成19年12月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	額
売 上 高		6,155,558
売 上 原 価		4,067,601
売 上 総 利 益		2,087,956
販売費及び一般管理費		1,264,206
営 業 利 益		823,749
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	12,300	
そ の 他	20,799	33,099
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,415	
そ の 他	40,039	60,455
経 常 利 益		796,394
特 別 利 益		
製品保証引当金戻入益	7,966	
貸倒引当金戻入益	506	8,472
特 別 損 失		
固定資産除却損	5,001	
投資有価証券評価損	3,652	8,653
税金等調整前当期純利益		796,213
法人税・住民税及び事業税	325,024	
法人税等調整額	19,389	344,414
少数株主損失		3,821
当 期 純 利 益		455,620

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成18年12月21日から）  
（平成19年12月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成18年 12月20日残高	791,492	914,792	2,167,360	3,873,646	15,304	—	15,304	3,888,950
連結会計年度 中の変動額								
新株の発行	1,762	1,762		3,524				3,524
剰余金の配当			△87,651	△87,651				△87,651
当期純利益			455,620	455,620				455,620
株主資本以 外の項目の 連結会計年 度中の変動 額（純額）					△9,031	55	△8,976	△8,976
連結会計年度中 の変動額合計	1,762	1,762	367,969	371,493	△9,031	55	△8,976	362,517
平成19年 12月20日残高	793,255	916,555	2,535,329	4,245,139	6,272	55	6,328	4,251,467

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社ミラック

TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度よりTAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. を新規に設立したことにより連結の範囲に含めております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社であるTAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. の事業年度の末日は10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (5) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。  
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

基板検査機・鏡面研磨機 個別法に基づく原価法によっております。

その他 総平均法に基づく原価法によっております。

原材料

総平均法に基づく原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社が平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当社及び国内連結子会社において平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 製品保証引当金

販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) 追加情報

(賞与引当金)

当連結会計年度より当社及び国内連結子会社は賃金規程の改定を行い、賞与支給対象期間を以下のとおり変更いたしました。

支給対象期間

変更前 夏季賞与：11月21日から5月20日まで

冬季賞与：5月21日から11月20日まで

変更後 夏季賞与：12月21日から6月20日まで

冬季賞与：6月21日から12月20日まで

これにより、当連結会計年度より賞与引当金の計上は不要となっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,887,701千円 |
| (2) 受取手形割引高        | 346,886千円   |
| (3) 偶発債務           |             |

当社は、在外連結子会社TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. への出資に関して、(株)りそな銀行に対し、(株)りそな銀行の子会社であるTD CONSULTING CO., LTD. の出資額2,678千円（720千パーツ）の保証を行っております。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,843,400株	6,600株	一株	5,850,000株

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使により、6,600株の新株を発行したことによる増加分であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

平成19年3月15日開催の第46期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 87,651千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成18年12月20日
- ・効力発生日 平成19年3月16日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成20年3月18日開催予定の第47期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 87,750千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成19年12月20日
- ・効力発生日 平成20年3月19日

### (3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成15年12月15日臨時株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	45,000株
新株予約権の残高	150個

## 4. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 726円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円90銭  |

## 5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(平成19年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,838,545</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,784,593</b>
現金及び預金	887,648	支払手形	379,148
受取手形	104,326	買掛金	314,362
売掛金	1,047,176	短期借入金	422,002
製品	200,388	一年以内返済予定の長期借入金	211,120
原材料	189,670	未払金	143,991
仕掛品	295,932	未払費用	129,668
前払費用	24,216	未払法人税等	111,918
繰延税金資産	85,095	未払消費税等	12,809
その他	4,089	預り金	50,142
<b>固定資産</b>	<b>3,580,827</b>	製品保証引当金	8,220
<b>有形固定資産</b>	<b>2,320,916</b>	その他	1,208
建物	746,092	<b>固定負債</b>	<b>487,971</b>
構築物	56,541	長期借入金	174,146
機械及び装置	301,774	長期未払金	106,700
車両運搬具	1,244	退職給付引当金	100,655
工具器具備品	35,796	役員退職慰労引当金	106,468
土地	1,176,147	<b>負債合計</b>	<b>2,272,564</b>
建設仮勘定	3,320	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>53,025</b>	<b>株主資本</b>	<b>4,140,536</b>
ソフトウェア	51,660	資本金	793,255
電話加入権	1,365	資本剰余金	916,555
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,206,886</b>	資本準備金	916,555
投資有価証券	325,331	<b>利益剰余金</b>	<b>2,430,726</b>
関係会社株式	116,430	利益準備金	10,412
出資金	13,290	その他利益剰余金	2,420,313
関係会社長期貸付金	24,000	繰越利益剰余金	2,420,313
長期性預金	300,000	<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,272</b>
保険積立金	271,829	其他有価証券評価差額金	6,272
破産更生債権等	13,232	<b>純資産合計</b>	<b>4,146,809</b>
長期前払費用	13,776	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,419,373</b>
繰延税金資産	87,396		
その他	54,832		
貸倒引当金	△13,232		
<b>資産合計</b>	<b>6,419,373</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成18年12月21日から  
平成19年12月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		6,155,496
売 上 原 価		4,145,278
売 上 総 利 益		2,010,218
販売費及び一般管理費		1,168,686
営 業 利 益		841,531
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	12,334	
そ の 他	23,124	35,458
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,207	
そ の 他	35,803	52,010
経 常 利 益		824,979
特 別 利 益		
製品保証引当金戻入益	7,966	
貸倒引当金戻入益	506	8,472
特 別 損 失		
固定資産除却損	5,001	
投資有価証券評価損	3,652	8,653
税引前当期純利益		824,798
法人税・住民税及び事業税	324,820	
法人税等調整額	19,389	344,210
当 期 純 利 益		480,588

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成18年12月21日から  
平成19年12月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成18年12月20日残高	791,492	914,792	914,792	10,412	2,027,376	2,037,789	3,744,074	15,304	15,304	3,759,379
事業年度中の変動額										
新株の発行	1,762	1,762	1,762				3,524			3,524
剰余金の配当					△87,651	△87,651	△87,651			△87,651
当期純利益					480,588	480,588	480,588			480,588
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								△9,031	△9,031	△9,031
事業年度中の変動額合計	1,762	1,762	1,762	—	392,937	392,937	396,461	△9,031	△9,031	387,429
平成19年12月20日残高	793,255	916,555	916,555	10,412	2,420,313	2,430,726	4,140,536	6,272	6,272	4,146,809

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。

② その他有価証券  
時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法に基づく原価法によっております。  
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

時価のないもの

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

基板検査機

その他

原材料

個別法に基づく原価法によっております。

総平均法に基づく原価法によっております。

総平均法に基づく原価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいておりません。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 追加情報

(賞与引当金)

当事業年度より賃金規程の改定を行い、賞与支給対象期間を以下のとおり変更いたしました。

支給対象期間

変更前 夏季賞与：11月21日から5月20日まで

冬季賞与：5月21日から11月20日まで

変更後 夏季賞与：12月21日から6月20日まで

冬季賞与：6月21日から12月20日まで

これにより、当事業年度より賞与引当金の計上は不要となっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,790,158千円
(2) 受取手形割引高	346,886千円

(3) 偶発債務

当社は、在外連結子会社TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. への出資に関して、(株)りそな銀行に対し、(株)りそな銀行の子会社であるTD CONSULTING CO., LTD. の出資額2,678千円(720千パーツ)の保証を行っております。

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

長期金銭債権	24,000千円
短期金銭債務	74,395千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	45千円
仕入高	305,249千円
営業取引以外の取引高	27,951千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	40,665千円
役員退職慰労引当金	43,013千円
貸倒引当金	3,120千円
未払事業税	9,290千円
たな卸資産評価損	56,471千円
会員権評価損	1,454千円
投資有価証券評価損	3,401千円
減価償却超過額	7,164千円
未払社会保険料	12,300千円
製品保証引当金	3,320千円
その他	4,519千円
繰延税金資産小計	184,720千円
評価性引当額	7,975千円
繰延税金資産合計	176,744千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,251千円
繰延税金負債合計	4,251千円
繰延税金資産(負債)の純額	172,492千円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	245,197千円	150,682千円	94,515千円
工具器具備品等	77,402千円	55,446千円	21,955千円
合計	322,599千円	206,128千円	116,471千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内 63,314千円

1年超 57,955千円

合計 121,269千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 59,069千円

減価償却費相当額 54,898千円

支払利息相当額 3,561千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得原価相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社ミラック	20,000千円	円筒鏡面研磨機の製造	100.0	兼任1名	子会社商品の販売	商品仕入	305,249	買掛金	59,297
子会社	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO.,LTD.	2,000千円	基板検査機の販売及びサービス・サポート	49.0	兼任1名	—	資金の貸付	24,000	長期貸付金	24,000
	—	コンサルティング業務委託	18,000			未払金	15,000			

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を勘案して一般的取引と同様に決定しております。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額

708円86銭

(2) 1株当たり当期純利益

82円17銭

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年2月7日

太洋工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公 認 会 計 士	川 島 育 也 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公 認 会 計 士	山 本 操 司 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公 認 会 計 士	伊 藤 嘉 章 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太洋工業株式会社の平成18年12月21日から平成19年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年2月7日

太洋工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	川 島 育 也 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	山 本 操 司 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	伊 藤 嘉 章 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋工業株式会社の平成18年12月21日から平成19年12月20日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年12月21日から平成19年12月20日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算法規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月13日

大洋工業株式会社 監査役会

常勤監査役	松本	聰	㊤
監査役	山口	修	㊤
監査役	深津	康之	㊤

(注) 監査役全員は、社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は87,750,000円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年3月19日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役5名全員の任期が満了いたしますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	細江美則 (昭和23年6月6日生)	昭和55年9月 当社入社 当社取締役 昭和59年3月 当社常務取締役 昭和62年2月 株式会社ミラック取締役 (現任) 昭和62年5月 当社代表取締役専務 平成13年2月 当社代表取締役社長 (現任) 平成19年3月 TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長 (現任)	2,101,536株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
2	川 幡 敏 次 (昭和27年5月11日生)	昭和52年3月 当社入社 平成16年3月 当社取締役経理部長 平成16年9月 当社取締役管理本部長 兼経理部長 (現任)	40,200株
3	坂 田 吉 啓 (昭和36年12月3日生)	昭和60年3月 当社入社 平成16年3月 当社電子部品部長 平成19年3月 当社取締役電子部品部長 (現任)	2,800株
4	堀 井 健 司 (昭和36年12月17日生)	昭和59年3月 当社入社 平成16年3月 当社電子工場長 平成19年3月 当社取締役電子工場長 (現任)	17,000株
5	阪 口 豊 彦 (昭和29年8月29日生)	平成9年7月 当社入社 平成13年4月 当社経営企画室長 平成19年3月 当社執行役員経営企画室長 平成19年3月 当社執行役員経営企画部長 (現任)	17,800株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役成瀬新一氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することにつきご承認をお願いするものであります。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
成 瀬 新 一	平成10年3月 当社取締役電子事業部長 平成14年1月 当社取締役電子部品事業部長 平成16年3月 当社取締役技術開発部長 平成19年3月 当社取締役製版部・研究開発部・FCF部 管掌 (現任)

以 上

*MEMO*

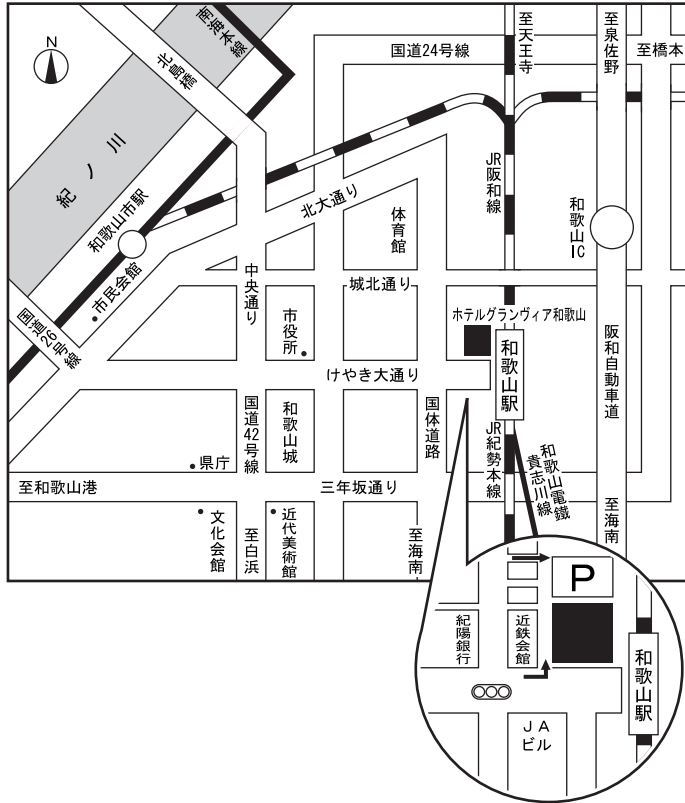
---

*MEMO*

---

# 株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地  
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン  
TEL 073-425-3333 (代表)



- 交通 ○JR「和歌山駅」より徒歩1分  
○南海「和歌山市駅」より車で約15分  
○「関西国際空港」より車で約50分  
リムジンバス (空港⇄和歌山駅)